

事業コード 055110 事業名: 特定健康診査等事業

総合計画体系 (上位の政策・施策)	政策: <i>笑顔あふれる 健やかなまち</i>
	施策: <i>国民健康保険</i>
	施策の方向: <i>医療費の適正化</i>

主管部局名	健康部	主管課名	国保年金課	会計区分	国保会計		
事業主体	市	補助単独	補助	新規・継続	継続	事業開始	平成20年度
進捗状況	実施段階	計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 28 年度				
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律						
事務区分	自治事務	義務区分	義務的経費	地域区分	市内全域		

- ・対象(何、誰を) 国民健康保険被保険者の内40歳から74歳の者
- ・受益者(実際に利益を受ける人) 国民健康保険被保険者の内40歳から74歳の者

- ・市民参加 **D**

A: 地域社会の主体としての市民、受益者としての市民、双方の視点からの参加がある
B: 地域社会の主体としての市民の参加がある
C: 受益者としての市民の参加がある
D: 特に市民参加がない

・手段(市が実際に行う事業の内容)

特定健康診査の実施により、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群を把握し、指導対象者に対し、特定保健指導を実施する。

活動指標 (手段から導かれ、事業の進捗状況を図るための指標)

活動指標名	目標値
① 健康診査受診者数	9,861 人
②	
③	

活動指標の年度別状況

活動指標	① 健康診査受診者数			②			③		
	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値
23(決算)	6797	68.90	6797	-	-	-	-	-	-
24(予算)	7934	80.50	-	-	-	-	-	-	-
25(計画)	8304	84.20	-	-	-	-	-	-	-
26(計画)	8823	89.50	-	-	-	-	-	-	-
27(計画)	9342	94.70	-	-	-	-	-	-	-
28(計画)	9861	100.00	-	-	-	-	-	-	-

・意図(どういう状態にしたいのか)

特定健康診査及び特定保健指導を実施することにより、生活習慣病の予防対策を推進し、重症化、合併症の発症を抑え、生活の質の維持・向上を図り、医療費適正化対策の一助とする。

成果指標

(意図から導かれ、事業の目的達成度を図るための指標)

成果指標名	受診率
目標値	38
指標式	受診者数÷受診対象者数×100

成果指標の年度別状況

区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対する 割合	実績値
23 (決算)	25.68	67.60	25.68
24 (予算)	30.09	79.20	-
25 (計画)	32	84.20	-
26 (計画)	34	89.50	-
27 (計画)	36	94.70	-
28 (計画)	38	100.00	-

・事業実施上の検討課題

実施より5年目を向かえ、実績に見合った実施計画書の作成が必要となっている。

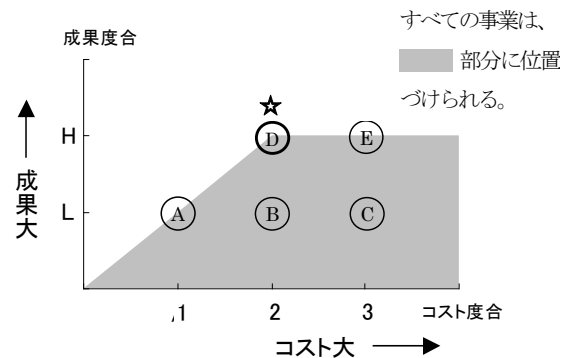
・備考(現状等)

高齢者の医療の確保に関する法律

・事業のポジショニング D (コストを現状維持=最大限にコストと成果がバランスがとれている状況) (位置付け)

ポジショニングの説明・改善方策

実施より、5年目を向かえ実施計画書の再作成の時期に来ており、実績を踏まえ実施率の見直しが必要



①:コストを増やして成果を向上 ②:コストを現状維持(理想の状態)
③:コストを維持して成果を向上 ④:コストを削減
⑤:コストを削減して成果を向上 ⑥:事業を統合又は廃止

事業費等の年度別状況

区分 年度	事業費(千円)	所要時間	概算人件費 (千円)	概算総事業費 (千円)	受益者数	受益投資額 (円)
23 (決算)	71,235	1953	4,244	75,479	26,466	2,852
24 (予算)	82,066	1953	4,371	86,437	25,600	3,376
25 (計画)	83,708	1953	4,361	88,069	26,000	3,387
26 (計画)	85,382	1953	4,349	89,731	26,000	3,451
27 (計画)	87,090	1953	4,340	91,430	26,000	3,517
28 (計画)	88,832	1953	4,340	93,172	26,000	3,584

※・概算人件費=所要時間×1時間当たりの平均人件費単価
 ・概算総事業費=事業費(直接事業費)+概算人件費
 ・受益投資額=受益者1人当たりの投資額=概算総事業費÷受益者数

・政策・施策評価の視点からの内部評価

事業評価 **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

○必要性について **A(10点)** 改善する必要性が極めて低い。

視点1 政策の目的が市民や社会のニーズにかな(うものか)っているか

A(10点) 極めてニーズに即(する)している。

視点2 当初の事業目的を達していないか

A(9点) 極めて対応している。

視点3 事業目的に対して効果があがっているか

A(10点) 市で実施する必要がある。

○効率性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

視点1 予算や人員に見合った効果が得(られる)られているか

C(6点) 一定の効果がある。

視点2 他市と比べてコストはどうか

B(8点) 十分効率的である。

視点3 他の類似事業と比べてコストはどうか

C(6点) 取り組んでいるが多少改善の余地がある。

○有効性について **B(8点)** 改善する必要性が低い。

視点1 政策達成のために有効か

A(10点) 極めて高い。

視点2 期待された成果が得られているか

B(7点) 十分得られている。

○公平性について **A(10点)** 改善する必要性が極めて低い。

視点1 対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか

A(10点) 限定されていない。

視点2 受益者の費用負担は適当か

A(10点) 適当である。

○優先性について **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

視点1 他の事業と比較して優先的に実施すべきか

— **評価対象外**

視点2 延伸、廃止した場合に大きな影響があるか

A(9点) 影響は甚大である。

※各視点の評価点と合計の評価点とは四捨五入の関係で不整合が生じる場合がある。

(内部評価詳細)

一次評価＝所管部局長の評価
二次評価＝行政評価委員会の評価

改善性 ↓ 高	A (10～ 9点)
	B (8～ 7点)
	C (6～ 5点)
	D (4～ 3点)
	E (2～ 1点)

事業評価(内部): A (9 点) 一次評価: A (9 点) 二次評価: A (9 点)

必要性	視点	①施策(事業)の目的が現在の市民や社会のニーズにかなっている(た)か ②事業の対象や内容は行政需要の変化に対応している(た)か ③国、県、民間、地域との役割分担からみて市が行う必要があるか ※法令上義務は10			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	A (10 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 視点③ 平均	A・10 A・9 A・10 A・10	内臓脂肪型肥満に着目した健康診査及び保健指導を行い、生活習慣病の予防対策を推進し、被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化対策の一助とするために必要である。	A・10 A・9 A・10 A・10
効率性	視点	①予算や人員に見合った効果が得られている(た)か ②他市と比べてコストはどうか ③コスト(予算・人員)改善に取り組んでいる(た)か			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 視点③ 平均	C・6 B・8 C・6 B・7	生活習慣病の予防対策を推進することにより、医療費の適正化対策の一助となる。	C・6 B・8 C・6 B・7
有効性	視点	①事業を実施することでの施策目標への貢献度 ②成果を向上させる余地はあるか			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (8 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	A・10 C・6 B・8	内臓脂肪型肥満に着目した健康診査及び保健指導など、生活習慣病の予防対策を推進することにより、健康の維持、増進が図られ、さらには医療費の適正化対策が促進される。	A・9 B・7 B・8
公平性	視点	①対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか ②受益者の費用負担は適当か			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	A (10 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	A・10 A・10 A・10	受診率を高めることが大きな課題であり、対象者に健診の必要性を喚起する必要がある。	A・10 A・10 A・10
優先性	視点	①施策内の他の事業と比較して優先的に実施すべきか ②延伸、廃止した場合に市民の生命・身体及び財産に影響があるか			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	A (9 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	— A・9 C・9	健康診査及び保健指導など、生活習慣病の予防対策を推進することにより、健康の維持、増進が図られ、さらには医療費の適正化対策が促進される。	— A・9 A・9
二次評価コメント					
生活習慣病の予防対策を推進し、被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化対策の一助とするため、今後は受診率を高めるため対象者に健診の必要性を喚起する必要がある。					